

			3156 の 1 から 3156 の 9 まで、3157 の 1 から 3157 の 4 まで、3158 の 1 から 3158 の 4 まで、3159 の 1、3159 の 2、又 3159 の 2、3159 の 4 の一部、3160 の 3、3162 の 2 の一部、3162 の 4 の一部、3166 の 1 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部	
本渡町	本戸馬場	田島	3167 の 1 から 3167 の 6 まで、3167 の 11、3167 の 12、3168 の 1 の一部、3168 の 2、3169 の 1 の一部、3169 の 2 から 3169 の 4 まで、3170 の 1 の一部、3170 の 2、3170 の 3 の一部、3170 の 4、3170 の 5 の一部、3171 の 3 の一部、3172 の 1 の一部、3180 の 1 の一部、3181 の 2、3181 の 3 の一部、3187 の 2 の一部、3188 の 2、3188 の 3 の一部、3188 の 5、3189 の 2、3189 の 3、3189 の 4 の一部、3190 の 2、3190 の 3 の一部、3191 の 2 の一部、3196 の 6 の一部、3197 の 2、3197 の 3 の一部、3197 の 4、3197 の 5 の一部、3198 の 2 の一部、3198 の 13 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	北原町
浜崎町			348 の 1 の一部、348 の 2 の一部、361 の 1 の一部、364 の 1 の一部、364 の 2 の一部、365 の 3 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに 254 の 3、255 の 2、365 の 2 の地先の道路である国有地の一部	北原町
今釜町			3159 の 4、3160 の 15 の一部、3160 の 17 から 3160 の 19 まで及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部	北原町

(町の区域の変更)

変更前の町	変更前の大字	変更前の字	区域	変更後の町	変更後の大字	変更後の字
本渡町	本戸馬場	北原	425 の 3 の一部及びこの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	本渡町	本戸馬場	園田
本渡町	本戸馬場	園田	924 の 1 の一部、924 の 3 の一部、925 の 1 の一部、926 の 3 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	本渡町	本戸馬場	箱ノ水
本渡町	本戸馬場	園田	926 の 3 の一部	本渡町	本戸馬場	江羅
本渡町	本戸馬場	北原	370 の 3 の一部、370 の 6 の一部、371 の 1 から 371 の 3 までの各一部、396 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部	浜崎町		
本渡町	本戸馬場	江羅	(又 942、944) の一部、943 の一部、945 の一部、946 から 948 まで、949 の 1 の一部、949 の 2、955 の一部、956 の 1 の一部、956 の 2 の一部、957 の 1、957 の 2、958、959 の 1 から 959 の 6 まで、962 の 2、979 の 3、979 の 4、980 の 2、980 の 3、981 の 1 の一部、981 の 2、981 の 3 の一部、982 の 1 の一部、982 の 2、982 の 4 の一部、983 の 2、983 の 4 の一部、983 の 5 の一部、990 の 1	浜崎町		

			の一部、990の2、990の4の一部、992の1の一部、992の2、994の3、995の2の一部、995の7の一部、1050の一部、1051の1の一部、1052の2、1053の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部		
本渡町	本戸馬場	末石	3156の2、3156の4、3156の5の地先の水路である国有地の一部	浜崎町	
本渡町	本戸馬場	末石	3159の4の一部、3162の2の一部、3162の4の一部、3166の1の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部	今釜町	
本渡町	本戸馬場	田島	3168の1の一部、3169の1の一部、3170の3の一部、3171の3の一部、3172の1の一部、3178の1の一部、3178の3、3180の1の一部、3180の2、3218の一部、3219の一部、3224の3、3227の1の一部、3227の2の一部、3227の4、3227の5、3228の1の一部、3228の2、3229の1の一部、3251の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	今釜町	

**熊本県告示第226号**

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。  
その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県球磨地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成16年3月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川の名称  
一級河川球磨川水系井口川
- 2 河川管理施設の名称又は種類  
井口川右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
球磨郡あさぎり町岡原北字新別府1番地先から  
球磨郡あさぎり町岡原北字新別府23番地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所  
道路管理者 あさぎり町 代表者 あさぎり町長 犬童卓一郎  
球磨郡あさぎり町免田東1199番
- 5 管理の内容
  - (1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。
  - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
  - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間  
平成15年3月31日から道路の存続する日まで

**熊本県告示第227号**

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。  
その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県球磨地域振興局に備え置いて縦覧に供